

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車監査指導部 (貨物担当)

(担当) 牧野・松本

(電話) 06-6949-6448

令和4年4月18日

トラック事業者に対する事業停止処分の実施について

今般、下記の通り、トラック事業者（一般貨物自動車運送事業者）に対する貨物自動車運送事業法第33条（※）の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業の事業停止及び事業用自動車の使用停止処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 処分年月日：令和4年4月18日
処分内容：一般貨物自動車運送事業の事業停止30日間 及び
事業用自動車の使用停止145日車（3両×36日+1両×37日）
2. 事業者名：シーエスエー近畿株式会社（法人番号 4120901024016）
事業者住所：大阪府豊中市名神口3丁目10番5号
代表者：代表取締役 平良武雄
営業所：本社営業所（大阪府豊中市名神口3丁目10番5号）
保有車両数：9両
3. 監査の概要
適正化事業実施機関の巡回指導結果から、法令に違反している疑いがあったため、大阪運輸支局が令和2年9月2日、同年9月3日に本社営業所に対して監査を実施した結果、運行管理者の未選任や点呼記録の不実記載、車両の点検未実施などの貨物自動車運送事業法違反が判明しました。
4. 違反の内容（①が事業停止30日に該当、②～⑪が使用停止145日車に該当）
①運行管理者の選任違反
運行管理者が長期不在にも関わらず新たに選任していなかった。
（貨物自動車運送事業法第18条第1項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）
（「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年10月1日付、近運自監公示第14号、近運技保公示第9号）記5
事業停止処分（1）⑤）

②過労運転の防止措置義務違反

乗務員の健康状態の把握が確実になされていなかった。

(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

③事業用自動車の安全性の確保義務違反

点検基準に基づく定期点検整備が確実に実施されていなかった。

(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)

④その他の輸送の安全を確保するための遵守事項違反

点呼が確実に実施されていなかった。

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第2項)

⑤その他の輸送の安全を確保するための遵守事項違反

点呼を行った旨の記録に不備があった。

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

⑥その他の輸送の安全を確保するための遵守事項違反

点呼を行った旨の記録に不実記載があった。

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

⑦その他の輸送の安全を確保するための遵守事項違反

乗務等の記録に不備があった。

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

⑧その他の輸送の安全を確保するための遵守事項違反

運行記録計による記録がなされていなかった。

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

⑨その他の輸送の安全を確保するための遵守事項違反

運転者台帳が一部作成されていなかった。

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

⑩その他の輸送の安全を確保するための遵守事項違反
運転者台帳の記録に不備があった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

⑪その他の輸送の安全を確保するための遵守事項違反
運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

⑫その他の輸送の安全を確保するための遵守事項違反
国土交通省告示による運転適性診断を受診させていなかった。(高齢運転者)
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

※ 貨物自動車運送事業法より抜粋

第33条

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第3条の許可を取り消すことができる。

- 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第83条若しくは第95条の規定若しくは同法第84条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 2 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

配布先
青灯クラブ
陸運記者会(トラック部会)